



信金中央金庫

SCB SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所

ニュース&トピックス No. 2023-9
(2023. 4. 19)

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048
URL <https://www.scbri.jp> e-mail : s1000790@FaceToFace.ne.jp

脱炭素経営との両輪で求められる「ネイチャーポジティブ経営」

わらしな
薫品 和寿

ポイント

- 環境省は、2023 年 4 月 7 日に、主に事業者を対象に、「生物多様性民間参画ガイドライン（第 3 版）ーネイチャーポジティブ経営に向けてー」を公表した。今回は、2022 年 12 月の「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」で掲げられた事業者に関する目標等を受けて、2017 年の第 2 版以来 5 年ぶりの改訂となる。
- ガイドラインは、法的規制に基づくものではなく、企業の経営課題として、生物多様性の保全等に取り組むための基本的指針として位置づけられている。本編と併せて参考資料編およびエグゼクティブ・サマリーを活用することが推奨されている。
- 生物多様性への対応は気候変動対応と両輪で求められるため、企業経営では、今後、脱炭素や人権等への配慮と併せて、「ネイチャーポジティブ経営」が求められているといえよう。

1. 「生物多様性民間参画ガイドライン」の改訂

環境省は、2023 年 4 月 7 日に、主に事業者を対象に、「生物多様性民間参画ガイドライン（第 3 版）ーネイチャーポジティブ経営に向けてー」（以下、「ガイドライン」という。）を公表した¹。

環境省は、生物多様性の取組みを進めていく上で企業活動が鍵を握るという認識の下、2009 年に、事業者を対象として、基礎的な情報や考え方等を取りまとめたガイドライン第 1 版を策定し、2017 年に改訂版として第 2 版を発行した。今回は、2022 年 12 月の「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」で掲げられた事業者に関する目標等を受けて、5 年ぶりの改訂となる。

今回の改訂にあたって、環境省は、2021 年 8 月 24 日より、有識者からなる「生物多様性民間参画ガイドラインの改訂に関する検討会」を設置し、ガイドラインの改訂に向けた議論を重ねてきた。改訂にあたっては、国内外の最新の状況に対応すると同時に、事業者が生物多様性への配慮を行う際に課題となっている「目標設定」、および近年顕著な動きがある「情報開示」について詳述をしている。

ガイドラインは、生物多様性に関する活動への事業者の参画を促すことを通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することを目的としており、環境省は、ガイドラインの策定をきっかけに、事業者等のステークホルダーへの普及に取り組む姿勢を示している。

2. 「生物多様性民間参画ガイドライン」のポイント

ガイドラインは、法的規制に基づくものではなく、企業の経営課題として、生物多様性の保全等に取り組むための基本的指針として位置づけられている。そのポイントは、図表 1 のとおりである。また、本ガイドラインの構成は、図表 2 のとおりであり、本編と併せて参考資料編およびエグゼクティブ・サマリーを活用することが推奨されている。

¹ 環境省ホームページ(https://www.env.go.jp/press/press_01452.html)を参照

(図表 1) ガイドライン (第 3 版) の概要

第3版のポイント	
・ 生物多様性に関する最近の動向（経済との関わり、昆明・モントリオール生物多様性枠組、国家戦略、目標設定、情報開示等）を追記し、金融を含む事業者に関する依存と影響及びリスクと機会について解説【第1編】	
・ 「基本的プロセス」を明確にし、プロセスごとに取組の内容を解説。また、自社の取組レベルを認識し、より高いレベルへステップアップすることを狙いとして、目標設定と情報開示を柱に取組のレベルを明示するとともに、最新の国際的枠組を紹介【第2編】【第3篇】	
・ 定量的な影響評価・目標設定の方法と具体的な指標、情報開示の方法、さらに先進的な枠組であるSBTs for Nature及びTNFDの事例を紹介【第3編】	
・ Q&A集として、中小企業、金融機関を含む実務担当者へのアドバイスなどをまとめて紹介【第4編】	
・ 具体的な取組について、取組ごとに、キーメッセージ、考え方、実践のためのヒント、事例等の基本的な考え方を解説【参考資料編】	

(出所) 環境省 (2023)

(図表 2) ガイドラインの構成

ガイドライン本編	
第 1 編 事業活動と生物多様性	・ 企業の経営層に対して、生物多様性や自然資本が経営に大きな影響を及ぼすことへの理解を促すことを目的としている。 ・ 生物多様性や自然資本といった、一見、事業者と関わりがみえにくいテーマについて、事業活動との関係性（依存、影響、リスク、機会等）を整理している。
第 2 編 生物多様性の配慮に向けたプロセス	・ E S G ・ C S R 担当者にとどまらず、経営企画の担当者等においても、経営戦略に生物多様性を組み込むプロセスについての理解を促すことを目的としている。 ・ 国内外の動向等を踏まえ、事業活動において生物多様性や自然資本を組み込むための基本的なプロセスについて解説している。
第 3 編 影響評価、戦略・目標設定と情報開示等	・ 経営企画の担当者等において、定量化手法やその説明方法に関する理解を促すことを目的にしている。 ・ 第 2 編の基本的なプロセスを進める上で、事業活動と生物多様性の関係に係る「影響評価」の考え方や手法、影響評価結果を踏まえた「戦略・目標設定」について詳述するとともに、E S G 投融資等の観点から関心が高まっている「情報開示等」についても解説している。
第 4 編 Q & A 集	生物多様性への配慮について、企業の実務者から問い合わせの多い質疑応答を記載している。なお、「第 1 章 実務担当者のための Q & A」、「第 2 章 実務担当者（中小企業）のための Q & A」、「第 3 章 金融機関のための Q & A」の 3 章構成となっている。
参考資料編	
参考資料として、本編と関係が深い情報を可能な限り掲載している。本編の理解の参考となるよう、情報のみならず、より高度な活動や先進的な活動を目指す場合に参考となる情報も記載されている。	
エグゼクティブ・サマリー	
事業者として真剣な取組を実施するためには、経営層による理解と意思決定が不可欠であるとの観点から、経営層等を対象とした要約版としての位置付けである。	

(備考) 環境省 (2023) をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

3. ネイチャーポジティブ経営の実践に向けて

昨今、「SDGs」、「ESG」、「脱炭素」、「サステナビリティ」等が企業経営に求められるようになってきている。すなわち、企業価値の評価における着眼点が、短期的な収益のみならず、中・長期的な企業の持続可能性にも広がっている。企業の事業活動では、気候変動対応と並んで、「生物多様性に対してどのような配慮を行っているか」がESG投融資等の判断の上で重要になりつつあり、それに対応しないことは、今後の事業活動における潜在的なリスクとなる可能性がある。ガイドライン第4編のQ1-1への回答に明記されたとおり、「何もしないことが経営上の大きなリスクになる」可能性があるといえる。また、第4編の第2章のタイトルが「実務担当者（中小企業）のためのQ&A」とされているとおり、中小企業に対しても生物多様性への配慮が求められているといえよう。

SDGs経営あるいはESG経営においては、脱炭素（環境）に加えて人権（社会）への配慮も求められている。産業企業情報 No. 2022-21²（2023年1月30日発行）のとおり、生物多様性への対応は気候変動対応と両輪で求められるため、企業経営では、今後、脱炭素や人権等への配慮と併せて、「ネイチャーポジティブ経営³」が求められているといえよう。

以 上

<参考文献>

- ・ 環境省(2023 年4月7日)「生物多様性民間参画ガイドライン(第3版) -ネイチャーポジティブ経営に向けて-」
- ・ 環境省(2023 年4月7日)「生物多様性民間参画ガイドラインの改訂について(概要)」
- ・ 環境省(2023 年4月7日)「生物多様性民間参画ガイドラインの改訂に関する検討会の概要」

² 信金中央金庫 地域・中小企業研究所ホームページ(<https://www.scbri.jp/reports/industry/20230130-post-407.html>)を参照

³ なお、ネイチャーポジティブの「ポジティブ」の定義については、国際的に合意されたものはない。